

福井市監査告示第29号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定並びに福井市監査基準（令和2年福井市監査告示第20号）により監査を実施したので、同条第9項の規定及び福井市監査基準により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和3年12月22日

福井市監査委員	谷	川	秀	男
福井市監査委員	浅	野	信	也
福井市監査委員	下	畑	健	二
福井市監査委員	村	田	耕	一

1 監査の種類

定期監査（所属別定期監査）

2 監査の対象

(1) 対象所属等

福祉保健部

福祉事務所 地域包括ケア推進課

保健衛生局

福井市保健所 保健企画課（保健予防室、保健支援室及び生活衛生室）

保険年金課及び介護保険課

(2) 監査範囲

令和2年度及び3年度（8月末分まで）（保健企画課にあっては、令和元年度を含む。）の財務事務及び事務事業等の執行状況

3 監査の着眼点（評価項目）

(1) 財務事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令に適合し、本市を取り巻く社会状況や市民ニーズに合致しているか。

(2) 経済的かつ効率的な事業実施に向け、各事業の取組について検証を行っているか。

4 監査の実施内容

(1) 監査の方法

監査に当たっては、財務関係諸帳簿及びあらかじめ所属等に提出を依頼した監査資料を調査するとともに、関係職員からの聴取及び実地調査を実施した。

(2) 監査の実施期間

令和3年10月5日から同年12月10日まで

5 監査の結果

上記1から4までに記載したとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが、おおむね認められた。ただし、検討が望まれる事項については、意見を提出する。

なお、注意とした事項があるが、監査の過程において触れたので省略する。

(意見)

すこやかドームの競技場の使用料について、使用申請のあったものを全て半額減免としている。しかし、すこやかドームの設置及び管理に関する条例及び施行規則には、減免ができる場合について規定がなされているが、具体的な減免対象、減免率及び減免額を明記したものはない。

減免対象、減免率及び減免額について、基準を明文化しておくことが望ましい。

【福祉保健部地域包括ケア推進課】